

令和元年6月21日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うちガストーチ1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 2件
(うち四輪台車1件、電気こんろ1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 10件
(うち充電器1件、水槽用ポンプ1件、スピーカー(充電式)1件、自転車1件、携帯電話機(スマートフォン)2件、LEDランプ(環形)1件、草刈機1件、ウォーターサーバー1件、靴1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201800404、A201800641を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03-3507-9204 (直通)

F A X：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900202	平成31年4月22日	令和元年6月19日	ガストーチ	なし	デジタルランド株式会社 (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品に他社製のガスボンベを接続して使用しようとしたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月27日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800404	平成30年9月26日	平成30年10月15日	四輪台車	KHF100	アルインコ株式会社 (輸入事業者)	重傷 1名	当該製品を使用しようとハンドルを起こしたところ、ハンドルと荷台の隙間に指を挟み、負傷した。 調査の結果、当該製品は、荷台積載面後端部に指を掛けられる溝があり、ハンドルを開いた際にハンドル根元部の横ざんで当該溝の隙間が埋まって指を挟み込む構造であったため、使用者が荷台積載面後端部を持ち、指が溝に掛かっている状態でハンドルを開いたため、指を挟み、事故に至ったものと推定される。	千葉県	平成30年10月19日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800641	平成30年12月24日	平成31年1月21日	電気こんろ	BHP-122(東芝 設備機器株式会社 ブランド)	三化工業株式会社 (東芝設備機器株式会社 ブランド)	火災	当該製品の上に置かれていた可燃物を焼損する火災が発生した。 調査の結果、使用者がごみ袋を持って当該製品の前を通った際、当該製品のスイッチつまみに身体等が接触してスイッチが入り、当該製品の上に置かれていた可燃物が焼損したものと推定されるが、スイッチつまみが本体表面から凸状に出ている構造であったことも事故発生に影響したものと考えられる。 なお、取扱説明書には、「可燃物から十分離す。棚の下など落下物の危険があるところでは使用しない。」旨、記載されている。	愛知県	平成31年1月25日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900193	令和元年5月18日	令和元年6月17日	充電器	火災	当該製品に他社製のバッテリーを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和元年5月31日に公表したバッテリー(リチウムポリマー、模型用)に関する事故(A201900133)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900194	令和元年6月6日	令和元年6月17日	水槽用ポンプ	火災	当該製品内部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900195	平成31年2月13日	令和元年6月17日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品内部から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	平成31年3月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月4日
A201900196	令和元年5月6日	令和元年6月17日	自転車	重傷1名	店舗の駐輪場で使用者(70歳代)が当該製品を動かそうとしたところ、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月6日
A201900197	令和元年5月26日	令和元年6月17日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900198	令和元年5月30日	令和元年6月18日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和元年6月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900199	平成31年2月23日	令和元年6月18日	LEDランプ(環形)	火災	寺院で当該製品を蛍光灯照明器具に装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	群馬県	平成31年3月12日に公表した照明器具に関する事故(A201800775)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900200	令和元年5月26日	令和元年6月18日	草刈機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	富山県	
A201900201	令和元年6月7日	令和元年6月18日	ウォーターサーバー	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大分県	
A201900203	平成31年4月24日	令和元年6月19日	靴	重傷1名	当該製品を履いて歩行中、転倒し、左手を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月6日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

四輪台車（管理番号:A201800404）

